

広島県建設工事紛争審査会条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第八号

広島県建設工事紛争審査会条例

(趣旨)

第一条 この条例は、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十五条第三項の規定により置かれる広島県建設工事紛争審査会（以下「審査会」という。）の委員の定数を定めるものとする。

(委員の定数)

第二条 審査会の委員の定数は、十五人以内とする。

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。